

令和5年3月31日	
所 属	ダイバーシティ推進課
所属長	後藤 真弓
電 話	06-6489-6658

---

## 「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」の 締結自治体を拡大します（丹波篠山市・丹波市）

---

阪神7市1町では、令和3（2021）年4月6日に、性的マイノリティの人権尊重の取組であるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結しました。

このたび、丹波篠山市及び丹波市から協定締結の依頼があり、令和5（2023）年4月1日から丹波篠山市及び丹波市の2市を含めた「阪神・丹波9市1町」により協定を締結し、性的マイノリティ当事者への手続きの簡略化のほか、性の多様性に関する社会的な理解を深めるメッセージにもつなげます。

### 1 新たに協定を締結する自治体

丹波篠山市、丹波市の2市（令和5（2023）年4月1日よりパートナーシップ宣誓制度導入）

### 2 4月1日以降の締結自治体（阪神・丹波9市1町、市町制施行日順）

尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 猪名川町

### 3 協定書発効日

令和5（2023）年4月1日（土）

### 4 協定書の概要（変更なし）

#### (1) 転出・転入時における手続きを簡略化

協定締結自治体内での転出・転入時の受領証等の交付自治体への返還手続きや、転入先での新受領証の交付にあたって戸籍謄本等の必要書類を不要とし、当事者の負担を軽減する。（協定に基づく転出・転入届出は1件）

#### (2) 性的マイノリティの方の人権尊重に関する連携した取組

共通啓発ロゴの作成、医療従事者向けセミナーの広報連携、相談事業の周知

以 上